

入 札 説 明 書

放置車両確認事務委託

(令和 7 年10月22日付け公告分)

京都府警察本部総務部会計課

放置車両確認事務委託に係る入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和7年10月22日

2 契約担当者

京都府警察本部長 吉越 清人

3 担当部局

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課出納係 電話075-451-9111 内線2217

4 入札に関する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

ア 西ブロック放置車両確認事務 一式

イ 中ブロック放置車両確認事務 一式

(2) 委託業務の仕様等

別添「放置車両確認事務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

令和7年12月1日から令和10年9月30日までの間

(4) 履行場所及び駐車監視員必要人員

ア (1)のアの事務

右京警察署及び西京警察署の管轄区域

6人（3ユニット） 1,734件

イ (1)のイの事務

中京警察署及び下京警察署の管轄区域

8人（4ユニット） 2,312件

(5) 業務担当課・係

交通部交通指導課駐車管理センター管理係 電話075-451-9111 内線5301

5 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税及び地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 業務を確実に履行できると認められる者以外の者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「

法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)第51条の8第1項の規定による京都府公安委員会の登録を受けた法人であること(道交法第51条の9の規定による京都府公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。)

7 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府警察本部長(以下「警察本部長」という。)に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和7年10月22日(水)から令和7年10月31日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)とする。

イ 提出場所及び問い合わせ先

3に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)の間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 添付書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書
- イ 府税納税証明書
- ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 営業経歴書
- オ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）
- カ 取引使用印鑑届
- キ 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状及び受任者の身分証明書
- ク 役員等調書
- ケ 京都府放置車両の確認事務の委託の手續等に関する規則（平成18年京都府公安委員会規則第14号）に規定する登録（更新）通知書の写し

(3) 書類等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する書類等の提出を求めることがある。

(4) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(5) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

8 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、放置車両確認事務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

9 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、9による資格審査の結果を通知した日から令和10年9月30日までとする。

11 申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（8の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を警察本部長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 営業所等の名称又は所在地
- (4) 代理人
- (5) 代表者の氏名
- (6) 取引使用印鑑

12 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のア又はイのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（５並びに６の（１）のア、オ及びカに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると警察本部長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

イ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他警察本部長が必要と認める書類を提出しなければならない。

- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書により、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知する。

13 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、当該参加資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、３年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にし、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ 地方自治法第 234条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後３年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

14 入札手続等

- (1) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) ４の（１）のアの業務

令和 7 年11月14日（金）午前10時

(イ) ４の（１）のイの業務

令和 7 年11月14日（金）午前10時15分

イ 場所

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
京都府警察本部本館入札室

(2) 入札の方法

ア 入札書は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「〇〇ブロック（入札するブロック名を記入）放置車両確認事務委託入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係るのある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わ

せて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

カ 同一人にして同じブロックの入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上で入札した者のした入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

15 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

16 契約書作成の要否

要する。（別紙「委託契約書（案）」により作成するものとする。）

17 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

18 契約保証金

落札者は、契約金額の 100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159条第 2 項第 1 号、第 3 号又は第 7 号に該当する場合は、免除する。

19 その他

この入札の実施については、1 から18までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。